

## 今回の menu

- I. 3つの手続き II. 事務所紹介 III. 育児時短就業給付金 IV. 熱中症対策の義務化  
V. 千葉県入札参加資格申請 VI. 在職老齢年金の改正

## I. 今年も大切な3つの手続きがあります！

## 労働保険 年度更新

申告・納付期限: 7月10日(木)

労働保険(労災保険+雇用保険)は、4月から翌年3月の年度ごとに概算で保険料を納付します。そして年度末に賃金や元請工事代金が確定したあとに精算し、申告・納付する手続きを「年度更新」といいます。

## 社会保険 算定基礎届

原則: 7月10日(木)までに届出

年に一度、社会保険に加入している方は、4月・5月・6月に支給された給与を「算定基礎届」に記載して届けることにより標準報酬月額を見直します。  
新しい標準報酬月額は9月分(10月支払分、10月末納付分)から適用されます。



算定基礎届の提出時に、算定基礎届が正しく届出されているかの調査のお手紙が年金事務所などから届くことがあります。調査依頼が届きましたらお知らせください。

## 源泉所得税 納付

納付期限: 7月10日(木)

原則として、給与・報酬にかかる源泉所得税の納付は翌月10日までですが、給与支払人数が常時10人未満の事業者で、納期特例の届出をしている場合、半年分まとめて納付することができます。今回は1月～6月支給分の給与・報酬にかかる源泉所得税を7月10日までに納付します。

## II. 事務所紹介 ～社内行事～

毎年恒例となりました、労働保険年度更新の慰労とこれから始まる社会保険の算定手続き業務の激励を兼ねてのバーベキュー大会を5月23日に開催しました。

今年は白い砂浜のバーベキュー場で海辺のようなロケーションのなか、職員11名とお子様も4名参加、美味しいお肉や海鮮を堪能しながら、チーム対抗クイズ大会やビンゴゲームも行われ、大盛り上がり！  
お天気にも恵まれ翌週からのパワーをフル充電！  
より深まったチームワークで気持ちも新たに業務に取り組んでまいります。

Instagramはこちら↓  
事務所の行事や日頃の様子も紹介しています。  
ぜひご覧ください！  
フォローもよろしくお願いします。



お手製〇×札が大活躍!!



炭の火加減が難しい🔥



OFFICE\_YAMA

## Ⅲ. 2025年4月より 育児時短就業給付金 が新設されました

雇用保険に加入している方が**2歳未満**の子を養育するために**所定労働時間を短縮**することにより**賃金が低下**した場合に、「育児時短就業給付金」の支給を受けることができます。



所定労働時間や日数の短縮について制限は設けられていません。  
例えば1日の所定労働時間が8時間→7時間の時短勤務となった場合でも申請可能です。

支給資格：以下の①②どちらの要件も満たす必要があります。

① 2歳未満の子を養育するために、1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業する被保険者であること

② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き同一の子について育児時短就業を開始したこと、または育児時短就業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12か月あること

### 支給額

育児時短就業中の各月に支払われた賃金額 × **10%**

※給付額と賃金額の合計が、時短勤務開始前の賃金を超えないよう調整があります。

### 支給金額例

時短前賃金月額：280,000円で、育児時短就業後の給与額が252,000円（90%）になった場合  
▶ 25,200円/月支給

### 支給対象期間

育児時短就業  
開始日  
の属する月

各月の末日までの月単位で、**2か月ごとに申請**  
※初回に賃金登録、支給資格の確認をします。

**2歳**（※2歳の誕生日の前々日）  
または  
時短勤務を終了した日  
の属する月

各月の支給要件：以下の①～④すべての要件を満たす必要があります。

- ① 初日から末日まで続けて雇用保険の被保険者である月
- ② 1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ③ 初日から末日まで続けて、育児休業給付または介護休業給付を受給していない月
- ④ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

### こんなときは

■ 出産時には育児休業を取得しなかった夫が2歳未満の子を保育園へ送迎するために時短勤務となった場合、育児時短就業給付の申請はできる？

▶ 時短勤務開始前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12ヶ月あれば申請できます。

■ 2025年4月前（法施行日前）から育児時短勤務をしている場合は申請できる？

▶ 2025年4月1日を育児時短勤務を開始した日として支給資格を満たせば申請できます。  
ただしその時点より賃金が低下していない支給対象月は支給されません。

## IV. 熱中症対策強化が義務化されます！

労働安全衛生規則の改正にともない、職場における熱中症の重篤化防止対策が強化され、一定の条件下では具体的な措置を講じることが義務付けられることとなりました。(2025. 6. 1 施行)

### 1. 対策の対象者と作業

熱中症対策の対象者は、「作業に従事する人すべて」であり、外注先作業員、一人親方や兼務役員なども対象となります。次のいずれの条件も満たす作業が対象となります。

気温31度以上  
または  
WBGT値(暑さ指数)28度以上

の環境下で

連続1時間以上  
または  
1日合計4時間以上の  
作業が見込まれる場合

### 2. 現場における3つの重篤化防止措置が義務付けられます

#### ①報告体制の整備

緊急時の連絡体制を明確にしておくことが重要です。誰に、どのように連絡するかを事前に決めておくことで、対応の遅れを防ぎましょう。

(1)担当者(総務、安全衛生推進者、熱中症予防管理者など)を決定する。

(2)連絡先(電話番号・メールアドレスなど)を明示する。

#### ②実施手順の作成

熱中症発生時の応急処置について具体的な手順をフローチャートなどであらかじめ整備し、誰でもすぐに判断・行動できるよう、現場の見やすい場所に掲示しましょう。フローチャートの作成例については別紙のリーフレットをご覧ください。

#### ③関係者への周知

①、②の内容を「作業に従事する者全員」に周知しましょう。

内容の正確な伝達のためには、文書での配布、メール等による送信、作業場・休憩所への掲示などの文書化された手段が有効です。

## V. 今年の秋は千葉県入札参加資格申請の定期受付が行われます

千葉県及び県内市町村の「令和7・8年度入札参加資格申請」の定期受付が10月に行われます。県や市町村が発注する公共事業に参加するためには、あらかじめ「入札参加資格者名簿」に登録されている必要があり、そのための入札参加資格申請です。



入札参加資格はいわゆる「建設工事」だけでなく、県市町村が発注する「物品の製造・販売」「施設管理業務」「委託業務」なども対象となります。また、公共団体から受注することは、安定した収入を得ることができるだけでなく、信用力が高まり新規開拓に向けたアピールにもつながります。



弊所では、これまで長年にわたり多数のお客様の入札参加資格申請をサポートしてまいりました。

初めてのお客様でも安心してお任せいただけるように、入札に関する相談から申請業務まで一貫して誠実に対応いたします。

ぜひこの機会に、公共事業への参入をご検討されてはいかがでしょうか？  
申請をご希望のお客様には詳細なご案内をいたします。

まずはお気軽にやまもと事務所までご連絡ください！

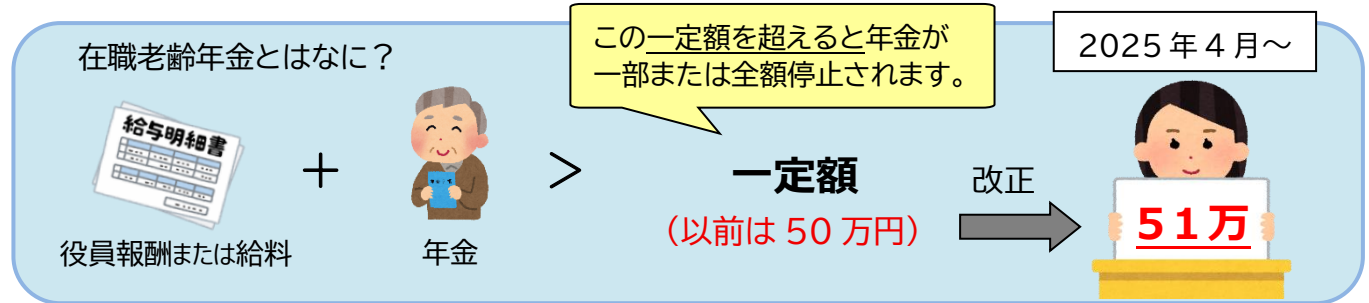
## VI. 連載！年金 Ver.4 『在職老齢年金の改正』 ～2025年4月から～

※やまもと事務所 NEWS 第 68 号(4月発行)でもご案内しています。

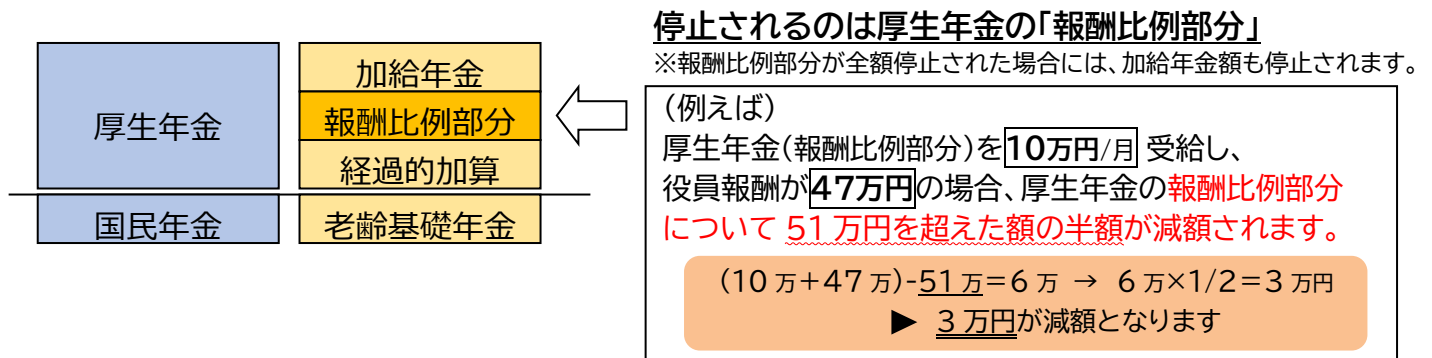
「年金を受給しながら働くと年金が減額されることがある！」

ご存知な方も多いこの在職老齢年金制度は、2025年4月からの支給停止の基準が改正されました。

下の図のように、役員報酬または給料と年金を足した額が**51万円を超えると支給停止**が始まります。



では、具体的にどの部分が停止されるのでしょうか？例えば、65歳から受給できる年金は下記のように2階建てになっていますが、停止されるのは**厚生年金部分の一部**で、老齢基礎年金は全額支給されます。



**2026年には在職老齢年金の支給停止額の基準が51万円→62万円へ引き上げります！**

満額の年金を受給したい場合は、役員報酬や給与との調整が必要になります。

どのように調整したらよいのかアドバイスをさせていただきますので、誕生日月にお手元に届く「ねんきん定期便」をご用意のうえお気軽にご相談ください。

**『ねんきん定期便は50歳未満の方と50歳以上の方では記載事項が違います』**

50歳未満の方⇒これまでの加入実績に応じた年金額が記載されています。

50歳以上の方⇒現在の加入状況が65歳まで続いたと仮定した年金見込額が記載されています。

50歳未満		記載事項が変わる	50歳以上	
3. これまでの加入実績に応じた年金額 (今後の加入状況に応じて年金額は増加します※表面の図もご覧ください)			老齢年金の種類と見込額(年額)(現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して)	
(1) 老齢基礎年金	円	1) 基礎年金	円	
(2) 老齢厚生年金	円	2) 厚生年金	円	
一般厚生年金期間	円	特別支給の老齢厚生年金	円	
公務員厚生年金期間	円	特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)	円	
私学共済厚生年金期間	円	一般厚生年金期間	円	
(1)と(2)の合計	円	公務員厚生年金期間	円	
		私学共済厚生年金期間	円	

社会保険労務士法人・行政書士 やまもと事務所

〒277-0832 千葉県柏市北柏三丁目5番地5-101

TEL 04-7160-3235

【ホームページ】<https://www.office-yama.jp>

【Instagram】[https://www.instagram.com/office\\_yama](https://www.instagram.com/office_yama)

【MAIL】[info@office-yama.jp](mailto:info@office-yama.jp)

